

## 調査事業に係る事後評価記載様式

### I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

地域公共交通総合連携計画の策定に当たっては、協議会及び分科会を適宜開催し、地域の公共交通の問題点・課題を抽出した上で構想の基本理念及び基本目標を設定し各種検討事項を検討した。調査においては統計データを用いた地域の概況と現況把握に努め、加えて住民アンケートにより地域のニーズ(現在の移動手段や満足度、経済的支援にかかわる意識など)を把握したうえで、地域に即した公共交通の実現にむけた合意形成を目指した。

### II 連携計画策定調査の総合性・整合性

#### 1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

七飯町における既往公共交通を整理し、既存の交通機関の経路、ダイヤ、運賃などや利用状況を調査している。事業者にもヒアリングを行ない、利用状況を分析し、地域特性の整理として国勢調査データを利用し統計分析・現状分析を行なっている。加えて住民アンケートを実施することにより、利用ニーズを詳細分析したほか、先進事例調査により、運営状況を調査したほか、特殊な事例を模索した。

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

地域における高齢化問題への対応、自動車依存や生活環境における地域間格差の是正などを踏まえた検討を行っている。また、町内に立地する民間病院による送迎バスの運行状況、学校の統合などの状況を踏まえつつ、福祉バスやスクールバスの運行における問題点・課題を整理している。

#### 2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

当該地域を4つの地区に区分し、地区ごとの特性把握を実施した。JRやバスに係る利用実態や移動手段における満足度を住民アンケートにて把握した上で、各地区が抱える課題や問題点を明確化し、具体的でわかりやすい目標設定を行っている。

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

コミュニティバス等導入に関する住民アンケートを実施しており、その調査結果を踏まえ地域公共交通に関する目標を勘案・設定した。(別添の住民アンケートを参照)

#### 3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。

また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

交通弱者や公共交通サービスの空白地域における移動手段の確保と多様化を目指し、既往公共交通機関(路線バス・JR)との接続・連携による公共交通ネットワークの実現に向けた事業(案)の選出に取り組んでいる。

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>Ⅲ 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p> <p>住民アンケートにおいて最も利用ニーズの高い地区を選定し、具体的な路線計画や運行ダイヤ、収支シミュレーション等によるモデルケースを作成中である。作成にあたっては、法定協議会に地域住民で構成される分科会を設置し、日常生活の実態に即した事業プランを検討している。分科会は現時点において3回の会議を開催している。</p>
<p>② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p> <p>利用者ODの分析とアンケートによる満足度や改善策などの情報を入手し、評価に係る基準・手法・実施体制などを今後検討する予定である。</p>
<p>③ 事業の実施主体が検討されたか。</p> <p>法定協議会及び分科会において、運行コストや地域協働を勘案しながら実施主体の検討を行っている。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がいつまでか。</p> <p>住民アンケート結果に基づく地域支援策への理解度や地域住民からの提案事項を参考に、財源確保に向けた具体策を模索している。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p> <p>財源確保に向けた具体策がまとまり次第、それらの実施計画の作成と実施準備を行う予定である。</p>

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<b>IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成</b>
<b>1 協議会における審議体制等</b>
<p>① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。</p> <p>昨年度実施した第1回目の協議会において、規約・規程を決定し、今年度実施した第2回以降の協議会において事業計画及び調査の進め方などを決定した。また、規約で定められている分科会を設置し、事業の詳細や懸案事項を集中的に審議することによって円滑な協議会の運営を図っている。</p>
<p>② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。</p> <p>法定協議会の構成員には七飯町町内会連合会からの代表者が含まれているほか、5名の公募委員、各種団体の代表者など民意を十分反映できる体制を整えている。また、コミュニティバス導入に関する住民アンケートを実施し、調査結果について法定協議会で説明を行っており、住民の意見が調査事業に反映される仕組みが設けられている。</p>
<b>2 協議会における審議</b>
<p>① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。</p> <p>昨年度実施した第1回の協議会をはじめ、今年度は現時点で2回の協議会を開催し、調査方法、アンケート、基本方針・運行方策及び詳細設計などに関する協議を行ってきた。また、具体的な事業実施に当たっては、分科会を設置し現時点で3回の会議を行い、詳細を検討している。</p>
<p>② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。</p> <p>法定協議会の規約において、会議は原則公開であることが規定されているほか、議事録は七飯町のHPにおいて会議開催後速やかに公表している。</p>
<b>3 地域関係者の実質的な合意形成</b>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。</p> <p>各関係機関、公共交通事業者及び公募委員を含めた地域公共交通の利用者などで構成された法定協議会にて、進め方や調査内容、手段などが多角的に検討され、合意を得た上で計画策定調査が進行された。また、住民アンケートを行い、地域住民の意見を反映させた事業案を策定しているところである。</p> <p>第4回協議会においては、計画書作成に向けた調査・検討事項の最終確認と合意を得て、計画書のとりまとめを進めているところである。</p>

\* 必要に応じて、参考資料を添付してください。